

第百一回国会 環境委員会 議 録 第 七 号

昭和五十九年五月八日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 竹内 黎一君

理事 國場 幸昌君 理事 戸塚 進也君

理事 畑 英次郎君 理事 福島 謙二君

理事 岩垂壽喜男君 理事 中村 茂君

理事 春田 重昭君

委員 榎本 和平君 林 義郎君

委員 金子 みつ君 馬場 昇君

委員 齊藤 節君 飯仲 義彦君

委員 近藤 豊君 藤田 スミ君

出席國務大臣 國務大臣 上田 稔君

(環境庁長官)

出席政府委員 環境庁長官官房 加藤 陸美君

環境庁長官官房 大塩 敏樹君

審議官 環境庁水質保全 佐竹 五六君

局長

委員外の出席者 議 員 馬場 昇君

議 員 中村 茂君

環境委員会調査 綿貫 敏行君

室長

委員の異動 五月八日 補欠選任

中村正三郎君 田澤 吉郎君

山本 政弘君 馬場 昇君

同日 補欠選任

馬場 昇君 山本 政弘君

辭任

馬場 昇君

第一類第十四号

環境委員会議録第七号

昭和五十九年五月八日

本日(火曜日)に付した案件

水俣病問題総合調査法案(馬場昇君外二名提出、衆法第一九号)

環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(岩垂壽喜男君外二名提出、衆法第二〇号)

湖沼水質保全特別措置法案(内閣提出第四八号)

〇竹内委員長 これより会議を開きます。

馬場昇君外二名提出の水俣病問題総合調査法案、岩垂壽喜男君外二名提出の環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案及び内閣提出の湖沼水質保全特別措置法案の三案を議題といたします。

提出者及び政府より順次趣旨の説明を聴取いたします。馬場昇君。

水俣病問題総合調査法案

[本号末尾に掲載]

〇馬場議員 私は、提案者を代表いたしまして、水俣病問題総合調査法案につきまして、その提案理由及び主要な内容について御説明申し上げます。

水俣病は、世界最大の水汚染公害であり、その被害は、原爆被害に匹敵する人類の経験した最も悲惨な被害であると言われております。

水俣病問題について、その広さ、深さを正しく総合的に把握し、その対策を樹立することは、被害者に対する救済対策の完全を期するだけでなく、人類の未来に対する今日の行政の責務であります。

今日までの水俣病問題に対する行政の対応は、

不十分であったばかりでなく、不作為があったと言っても言い過ぎではないのであります。また、行政の想像力の追いつかない事態があったため、有効な手を打つことができなかった点も多くあるのであります。

そのため、水俣病の事実判明後二十年以上を経過した今日において、言語に絶する水俣病の医学的病像さえも今なお未解明であり、被害の全体像及びこれが及ぼした影響等について実態が明らかではありません。水俣病問題は、いまだ混沌の状況にあるのであります。

水俣病の前に水俣病はなかったものであり、水俣病の後に水俣病があつてはならないのであります。水俣病問題は、総合的な実態把握なしには完全な対策は樹立されません。水俣病問題解決の遅滞をなくし、不作為を解消し、住民の健康が守られ、環境が改善され、豊かな社会生活が営まれるための完全な水俣病対策が樹立されるための基礎となる総合調査を行うことがこの法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的は、水俣病の健康被害及び環境破壊等の医学的、生物学的調査はもろろんのことでありますが、さらに、水俣病が及ぼした社会的、経済学的、政治学的、教育学的等の各分野への影響とその実態を総合的に調査を行い、その全体像を明らかにしようとするものであります。

第二に、調査の目的を達成するために、政府は総合調査計画を定めることとしていますが、水俣病問題は住民特に被害者の心に立った調査及び対策でなければなりませんので、総理大臣は、住民特に被害者代表を含む水俣病問題総合調査審議会

の意見を聞かなければならないこととし、住民の意見が十分反映された総合調査計画とならなければならないこととします。

第三に、調査実施は関係県が行うことにしますが、関係県知事は、国の総合調査計画に基づき、実施計画を策定することとしています。実施計画を定めるに当たっては、国が調査計画策定に当たって行った精神で行うことは当然ですが、住民の意向を反映させるために、特に調査に当たっては関係住民に説明し、理解を得るようにならなければなりません。

第四に、調査のため、工場、事業場等に立入検査ができるようにしています。

第五に、総理大臣は、毎年、知事の報告に基づき実施状況を国会に報告し、国民の理解を求めるとともに批判を受けなければならないこととします。

第六に、調査に要する経費は、全額国の負担とします。

第七に、水俣病問題総合調査審議会委員は、被害者を中心とする住民代表、関係自治体代表及び学識経験者の三者構成に関係行政機関の職員を加えて構成することとしています。委員の選任は民主的に行うことは当然であります。

第八に、この法律は五年間の時限立法であります。十分の調査が終わらない場合は、法改正で延長が議論されるのは当然であります。

以上が、本案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

〇竹内委員長 次に、中村茂君。

環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中村(茂)議員 たいいま議題となりました環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

我々人間は、自然の生態系の一部であり、自然環境との調和なくして生存できないのであります。この厳然たる自然の法則に逆らい、目先の繁栄と利便さを追うならば、いずれは手痛い報復を受けること必定であります。

ところが、我が国におきましては、人間の生存と自然環境との調和を忘れて、自然の浄化能力を無視した高度経済成長政策の遂行を急いだため、不可逆的な自然の破壊と汚染が進行し、日本は世界に類を見ない「公害実験国」と言われているのであります。

今日の公害、環境破壊をこのまま放置し、これまでものように無分別な開発行為が実施されるならば、我が国のような狭隘な国土という環境上の制約のもとでは、人間の生存の基盤が危機にさらされ、現在及び将来の国民がこの国土に生き残ることすら困難な事態に立ち至るのは、時間の問題と言えらるべきであります。胎児性水俣病の例は、まさに厳しき警告と言えらるべきであります。一たび進行し始めた環境破壊は、とどまることなく進行し、一たび失われた自然や健康は、今日の人間の英知をもってしても、回復することが極めて困難であることを事実が証明しているものであります。

かくて、限られた国土の中で、後代の国民の生存をもかけ、開発事業を規制していくためには、どうしても開発事業の実施前に、自然的、社会的諸条件の分析や、事業実施過程における環境への影響予測、事業完成後の施設の操業や交通事情の変化、人口の移動など、将来における環境への影響予測などを、計画段階で多角的、科学的に判断し、環境への悪影響が生ずるおそれがないもののみを許すという方途を講ずることが必要になるの

であります。

他方、開発行政は、本来、国民や住民の利益のためになされるべきものであり、その大方の合意なくして行われることは許すべからざるものであります。しかるに、従来の開発行政は、行政庁が勝手に判断したものを「公共性」の名のもとに無理やり国民や住民に押しつけるというやり口がまかり通り、開発こそは善であり、これに逆らうことは悪であると強弁してきたのであります。その実は、国民や住民の利益など眼中になく、時には人の生命、健康すら犠牲にして、終局的には開発利益を受ける企業の立場のみを代弁してきたというのが行政庁の開発行政の実態に対する評価であります。また、たまたま、環境アセスメントを行ったとしても、国民や住民の目の届かないところで形ばかりの調査を行い、おぼろげな評価をしたため、実施後、日ならずして大きな環境汚染が発生し、農漁民の生活や住民の健康を脅かしております。時には、いわゆる沼津・三島コンビナートの例にも見られますように、政府の権威ある科学者を動員して行われた調査結果が、高等学校の教師による地道な調査でひっくり返ったという実績もありまして、国民の行政不信は抜きがたいものとなっております。

これに加えまして、水俣病の例に見られましたように、企業は有機水銀中毒の発生を実験で知りながら、これを長期にわたって放置しただけでなく、実験結果をも秘密にして自己の責任を否定し続け、ついに大量の生命を失わせ、今日なお被害の発生が引き続き、広範囲にわたる関係住民の生活と健康を不安に陥れているというようなことから、国民の企業に対する不信感もまた根強いものがあるものであります。

このような行政不信、企業不信のもとでは、国民、住民の大方の合意をとりつけつつ、本当の「公共性」を持った開発事業のみを進めていくことが必要なのであります。そして、このためには、開発事業の事前評価に当たりまして、できる限り、国民、住民が参加できる方途を開き、これ

によって国民、住民の大方の合意と、真の「公共性」の実現とを期さなければならぬのであります。

本法案は、以上のような観点に立ちまして、開発事業の実施に先立って、これに伴う環境の汚染と破壊を未然に防止するため、国民、住民をできる限り参加させつつ、また、公開の場で議論をさせつつ、多角的、科学的に環境に対する影響を評価する手続を整備し、その結果に基づいて開発事業の実施を規制し、現在及び将来の国民の生存と快適な生活を確保しようとするものであります。

以下、本法案の概要につきまして、御説明申し上げます。

まず第一に、この法律案におきまして行おうとする「環境影響事前評価」とは、開発事業の実施前における関係地域の自然的、社会的諸条件の調査、その開発事業の実施によって生ずる環境に対する影響の予測、その開発事業の実施によって完了した施設若しくは土地及びその土地に設けられると予定されている施設の利用等によって将来生ずる環境に対する影響の予測、その環境に対する悪影響の防止策の効果についての予測等に基づいて、開発事業の実施前に、その開発事業の事業計画及びその代替案を多角的に検討して、評価することというものといたしております。これを経ることで、開発事業の実施の認可、不認可が決定されるわけであります。

第二に、この法律案におきまして、適用対象とされる「開発事業」とは、工業用地の造成、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、流通業務団地造成事業、公有水面の埋め立てまたは干拓、飛行場の設置またはその施設の変更、鉄道、軌道または自動車道の新設または改築、林道の開設または改良、廃棄物処理施設の設置またはその施設の変更、下水道の設置または改築、電気工作物の設置または変更、ガス工作物の設置または変更、原子炉施設の設置または変更、

熱供給施設の設置または変更、石油精製設備の新設、増設または改造、石油パイプラインの設置または変更、ゴルフコース等の建設、河川工事、港湾工事、海岸保全施設の新設または改良、鉱物の試掘または採掘（これには、附属する選鉱または製錬を含みます）、岩石の採取のほか、環境に悪影響を及ぼすおそれのある事業で中央環境保全委員会規則（以下では、中央委員会規則と略称いたします）で定めるものをいうものといたしております。これらの実施について環境影響事前評価を行うのであります。

第三に、本法案に基づく規制の実施機構であります。まず、国には、別に法律で定めるところにより、内閣総理大臣の所轄のもとに両議院の同意を得て任命される委員七人から成る中央環境保全委員会（これは以下では、中央委員会と略称いたします）を設置し、さらにその機関として、科学者等の学識経験者の中から両議院の同意を得て任命される五十人の審査員から成る中央環境影響審査会（以下では、中央審査会と略称いたします）を設置することといたしております。

また、都道府県には、国と同様により、それぞれ議会の同意を得て、委員五人から成る地方環境保全委員会（これは以下では、地方委員会と略称いたします）と審査員三十人から成る地方環境影響審査会（以下では、地方審査会と略称いたします）とを設置することといたしております。

この中央委員会または地方委員会、中央審査会または地方審査会による環境影響事前評価の結果に基づき意見を踏まえて、開発事業の実施の認可、不認可を決定するわけであります。

なお、中央と地方の事務分担は、環境に対する影響が二都道府県以上にまたがる場合や、飛行場、原子炉の設置、変更等や、五十ヘクタール以上の工業用地の造成のほか、環境に著しい影響があるとして中央委員会規則で指定した開発事業については中央が所管し、その他の開発事業については地方が所管することといたしておりますが、地方はみずから所管する事業を中央に移送する方

途も講じております。

第四に、開発事業を実施しようとする事業者は、その事業計画またはその代替案について中央委員会または地方委員会（以下、委員会と略称いたします。）の認可を受けなければならないものとしております。

第五に、委員会によって認可または不認可の処分がなされるまでの手続の概要を述べますと、手続は、大きく分けまして、環境影響事前評価のための調査計画の承認の手続と、その調査計画に基づいて事業者が行った調査結果による環境影響事前評価と、開発事業の実施についての認可のための手続という三つの段階に分かれます。

まず、開発事業を実施しようとする事業者は、その環境影響事前評価を行うのに必要な資料収集のための調査計画について、委員会の認可を受けなければならないものとします。

事業者は、調査事項、調査方法、調査期間等について計画を作成し、委員会に承認の申請をし、委員会はこれを審査会に送付します。この送付を受けた審査会は、これを公告し、公衆の縦覧に供した上、説明会を開催します。この説明会で事業者が事業計画と調査計画の説明を行います。その説明を聞いた上で、関係住民や環境保全を目的とする団体など、開発事業の実施等に関し、環境保全上の意見を有する者（これを「関係住民等」と略称いたします。）は、審査会に意見書を提出することができま

す。審査会は、これらを踏まえて、公聴会を開き、関係住民等の意見を聞かなければなりません。この公聴会は、意見を述べようとする関係住民等には必ず意見陳述の機会を与えるとともに、陳述時間等について不当な制約をしてはならないこととしております。公聴会がすべて終わった段階で、審査会は調査計画の可否について意見を決定し、これに基づいて委員会が承認することになります。

次に、事業者は、この承認を受けた調査計画に基づいて調査を実施し、その結果に基づいて環境

影響事前評価を行い、これを環境影響事前評価報告書に作成することになります。これで、初めて、開発事業の実施について認可の申請ができることとなります。なお、この事業者の行う調査には、関係住民等の立ち合いも認められております。

認可の申請を受けた委員会はこれを審査会に送付し、審査会は、これを公告し、公衆の縦覧に供した上、審査の手続を開始することになります。審査の手続は、期日に、公開して行われ、関係住民等の代表者もこれに出席して、意見陳述、質問、物件提出をすることができるようになっております。また、審査会は、この審査手続の途中で公聴会を開き、関係住民等の意見を聞かなければならないことになっております。この場合においても、関係住民等の意見陳述権は保護されることになっております。

以上の手続を経た上で、審査会は、審査の手続を終了し、事業者の事業計画またはその代替案について、環境影響事前評価報告書の記載、みずから行った調査の結果、審査手続中に明らかになった事実と意見及び公聴会における意見を基礎として、みずから環境影響事前評価を行い、認可すべきかどうかの意見を決定し、これを委員会に文書で送付することになります。なお、事業者は、審査の手続の途中で、事業計画の変更を申し出ることも認められております。

審査会の意見書の送付を受けた委員会は、その意見に基づいて、認可、不認可の処分をすることになります。なお、良好な環境の確保に支障が生ずることがあると判断したときは、認可をすることができないことになっております。

委員会は、認可の処分をするときは、条件を付することができるようになっておりますが、この条件につきましても、関係市町村の住民は希望する条件案を住民投票に付することができるようになっており、委員会は、この住民投票の結果を配慮して条件を付するわけでありま

す。なお、ここに述べました調査計画承認の手続及

び認可のための手続に要する費用は、すべて事業者の負担とし、その細目は、別に法律で定めることとしております。

第六に、以上のような手続を経て、認可を受けた後、実施の段階で事業者が事業計画を変更しようとする場合には、第五で述べましたのと同じ手続を経て、事業計画の変更についての認可を受けなければならないこととしております。

第七に、第五及び第六で述べました手続は、いわゆる適正手続、デュー・プロセス・オブ・ロウの要請にこたえるためには必要不可欠のものでありまして、本来は、法律に詳細な規定を設けなくとも、そのように実行されなければならないのでありますが、我が国におきましては、行政も企業も、法律で書かない限りは、できるだけ面倒なことを避けようとする風潮が顕著でありまして、この弊害を除去するためには、やむを得ないことと判断したわけであります。したがって、このような手続に手続違反がありました場合には、それを理由として、すべての手続が無効となるように不服申し立て及び訴訟の制度を整備することとしたし、関係住民等にも訴えの提起を認めることとしたしてあります。

第八に、偽りその他不正な手段によって認可を受けたり、条件違反のあった場合に認可の取り消しが行なわれることはもちろんのこと、無認可の開発事業や条件違反の開発事業については、委員会が発令する停止命令、原状回復命令等の命令をすることができるとしてあります。また、たとえ、認可を受けたとしても、その後、開発事業の実施によって良好な環境の確保に支障が生じたり、生ずるおそれがあると認めるときは、委員会は、審査会の意見に基づいて、認可の取り消しをしたり、停止命令や原状回復命令等の命令をすることができるといたしてあります。なお、関係住民等も委員会に対して、このような処分をするよう申し立てることができることとしてあります。

第九に、委員会及び審査会は、関係行政機関の長や地方公共団体の長に対して、資料の提供等の協力を要請できることとしてあります。また、国は、この環境影響事前評価の制度の充実のため、試験研究体制の整備、手法の開発、専門技術者の養成等の措置を講じなければならないこととしてあります。

以上が、本法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○竹内委員長 次に、上田環境庁長官。

湖沼水質保全特別措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○上田国務大臣 湖沼水質保全特別措置法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

湖沼は、古来人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない国民的資産であり、現在及び将来の国民がその恵沢を享受することができるようこれを保全していくことが必要であります。

しかしながら、湖沼の水質の現状を見れば、閉鎖性水域という自然的条件に加え、湖沼周辺で営まれている生活及び生産活動に起因する汚濁が近年特に著しく、その水質の改善を図るためには、水質汚濁防止法による排水規制等の従来の制度では不十分な状況にあります。

この法律案は、こうした状況にかんがみ、湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関する計画の策定及び汚水その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、湖沼水質保全基本方針の策定であります。国は、湖沼の水質の保全に関する基本構想等を内容とする湖沼水質保全基本方針を定めることといたしております。

第二は、指定湖沼等の指定であります。内閣総理大臣は、水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要がある湖沼を指定湖沼として、指定湖沼の水質の汚濁に係る地域を指定地域として定めることといたしております。

第三は、湖沼水質保全計画の策定であります。都道府県知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼ごとに、湖沼の水質の保全に関する方針、下水道の整備その他の湖沼の水質の保全に資する事業に関する内容とする湖沼水質保全計画を定めることといたしております。

第四は、指定湖沼の水質の保全に関する特別の措置であります。

その一は、指定地域内の工場または事業場に係る排出水の排出の規制であります。従来の濃度規制のほか、都道府県知事は、指定地域内の工場または事業場について、排出水に関する汚濁負荷量の規制基準を定め、水質汚濁防止法の特定施設等の新増設に係る排出水がこの規制基準に適合しないと認めるときは、改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができることといたしております。

その二は、みなし特定施設に係る排出水の排出の規制であります。一定規模以下の浄化槽等、湖沼の水質にとって生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水を排出する施設として政令で定める施設を水質汚濁防止法の特定施設とみなし、同法の規定を適用することといたしております。

その三は、指定施設の設置の届け出等であります。一定規模以下の畜舎等、排水基準による規制によりがたいものとして政令で定める指定施設を設置しようとする者等について、届け出の制度を設けるとともに、都道府県知事は、その者が構造等の基準を遵守していないと認めるときは、改善の勧告、さらには、命令をすることができる

ことといたしております。

その四は、汚濁負荷量の総量の削減であります。人口及び産業の集中等のため、排水規制等によつては水質環境基準の確保が困難な指定湖沼については、汚濁負荷量の総量を削減するための措置を講ずることといたしております。

その五は、指定湖沼の水質の保全に資するよう、緑地の保全その他湖沼の自然環境の保護に努めなければならないことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○竹内委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十一日金曜日午前九時五十分理事

会、十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時七分散会

水俣病問題総合調査法案

水俣病問題総合調査法

(目的)

第一条 この法律は、八代海等における水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物による水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の影響による健康被害、漁業被害等をめぐる諸問題（以下「水俣病問題」という。）の所在を明らかにし、水俣病問題に対する適切な措置を講ずることに資するため、住民の健康の状態、住民の社会生活の実態、水質の汚濁の状態等について総合的かつ計画的に調査することを目的とする。

(総合調査計画)

第二条 政府は、前条の目的を達成するため、住

民の健康の状態、住民の社会生活の実態、水質の汚濁の状態、水産動植物の汚染の状態、漁獲物の流通の経路等についての総合的な調査（以下「総合調査」という。）に関する計画（以下「総合調査計画」という。）を定めなければならない。

2 総合調査計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 総合調査の対象とする事項

二 総合調査を実施する地域

三 総合調査の方法

四 総合調査を実施する期間その他政令で定める事項

3 総合調査計画に定められる前項各号に掲げる事項は、水俣病問題に対する適切な措置を講ずることに資することができるよう関係住民の意向が十分に反映されたものでなければならない。

4 総合調査計画の決定に当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、水俣病問題総合調査審議会の意見を聴かなければならない。

5 総合調査計画の決定があつたときは、内閣総理大臣は、遅滞なく、これを関係県知事に送付するとともに、公表しなければならない。

6 前三項の規定は、総合調査計画の変更について準用する。

(実施計画)

第三条 関係県知事は、政令で定めるところにより、総合調査計画に基づき実施すべき総合調査についての計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとする。

2 関係県知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 関係県知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係市町村に送付するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。

(実施計画の説明)

第四条 関係県知事は、実施計画に基づき総合調査を実施しようとするときは、あらかじめ、当該総合調査について、関係住民に説明しなければならない。

第五条 関係県知事は、総合調査のため、その職員に、工場、事業場その他の政令で定める場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対し質問をさせることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査又は質問をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(内閣総理大臣に対する報告)

第六条 関係県知事は、毎年、実施計画に基づく総合調査の実施の状況を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(国会に対する報告等)

第七条 内閣総理大臣は、前条の報告を受けたときは、国会に対しその内容を報告するとともに、これを公表しなければならない。

(経費の負担)

第八条 国は、政令で定めるところにより、関係県知事が行う実施計画に基づく総合調査に要する経費の全部を負担するものとする。

(水俣病問題総合調査審議会)

第九条 総理府に、水俣病問題総合調査審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、水俣病問題についての総合調査に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、水俣病問題についての総合調査に関する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることができる。

第十条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員四十人以内で組織する。

- 一 関係行政機関の職員 十二人以内
二 関係県知事 三人以内
三 関係市の市長 三人
四 関係町村の町長 三人
五 水俣病問題に関係のある者 九人以内
六 水俣病問題に関し学識経験を有する者 十人以内

2 審議会の委員は、非常勤とする。

3 第一項第五号及び第六号に掲げる者のうちから任命される審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の審議会の委員は、再任されることができ、

5 審議会の職務は、環境庁において処理する。

6 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十一条 第五号第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

2 この法律は、その施行の日から五年以内に廃止するものとする。

理由

いわゆる熊本水俣病等をめぐる諸問題の解決が

遅滞している現状にかんがみ、当該諸問題の所在を明らかにし、これに対する適切な措置を講ずることに資するため、関係住民の意向が十分に反映された総合的かつ計画的な調査を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約四千万円の見込みである。

環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案

環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 環境保全委員会及び環境影響審査会(第三条・第五条)

第三章 開発事業の実施の規制(第六条)

第四章 環境影響事前評価に係る調査計画の承認(第七条・第十四条)

第五章 事業者が行う環境影響事前評価(第十五条・第十六条)

第六章 開発事業の認可

第一節 認可の申請(第十七条)

第二節 審査会の審査(第十八条・第三十条)

第三節 認可に関する処分(第三十一条・第三十三条)

第四節 条件についての住民投票(第三十四条・第三十六条)

第五節 認可後の事業計画の軽微な変更(第三十七条)

第七章 監督(第三十八条・第四十二条)

第八章 不服申立て等(第四十三条・第四十五条)

条

第九章 雑則(第四十六条・第五十二条)

第十章 罰則(第五十三条・第五十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、良好な環境の確保が現在及び将来の国民の生存のために必要かつ不可欠であることにかんがみ、開発事業の実施によりその過程において生じ、又は開発事業の実施により生ずる環境に対する影響を住民等の参加のもとに事前に評価する手続を整備し、その評価の結果に基づいて開発事業を規制し、もって開発事業の実施等に伴う環境の汚染及び破壊を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「開発事業」とは、次の各号に掲げる事業(環境に悪影響を及ぼすおそれがないものとして中央環境保全委員会規則(以下「中央委員会規則」という。)で定めるものを除く)をいう。

一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第一項に規定する公有水面の埋立て又は干拓(第三号から第九号までに掲げる事業に係るものを除く)。

二 工業用地の造成(製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場の用に供するための敷地の造成及びその敷地と併せて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他の施設の用に供するための敷地の造成をい、第五号に掲げる事業を除く)。

三 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業(同条第二項の規定により土地区画整理事業に含まれるものとされる事業を含む)。

四 新住宅市街地開発法(昭和三十三年法律第百三十四号)第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業(同条第二項の規定により新住宅市街地開発事業に含まれるものとされる事業を含む)。

五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)第二条第六項に規定する工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律第百四十五号)第二条第四項に規定する工業団地造成事業

六 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する市街地再開発事業

七 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業

八 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第四号に規定する住宅街区整備事業

九 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業

十 飛行場又はその施設の設置又は変更

十一 鉄道、軌道若しくは索道又はこれらの施設の建設又は変更

十二 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路又は道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項に規定する自動車道路の新設又は改築

十三 林道の開設又は改良

十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十二条第五項第二号に規定する産業廃棄物処理施設の設置又は変更

十五 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築

十六 電気事業法(昭和三十三年法律第百七十七号)第二条第七項に規定する電気工作物の設置又は変更

- 十七 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第七項に規定するガス工作物の設置又は変更
- 十八 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第三条第二項第二号に規定する製錬施設、同法第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三條第二項第五号に規定する原子炉施設又は同法第四十四條第二項第二号に規定する再処理施設の設置又は変更
- 十九 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設の設置又は変更
- 二十 石油業法(昭和三十七年法律第二百二十八号)第二条第三項に規定する特定設備の新設、増設又は改造
- 二十一 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五十五号)第五条第二項第二号に規定する事業用施設の設置又は変更
- 二十二 都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第四条第十一項に規定する特定工作物の建設又は変更
- 二十三 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第八条に規定する河川工事
- 二十四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第七項に規定する港湾工事
- 二十五 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良
- 二十六 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第三条に規定する鉱物の試掘又は採掘(これに附屬する選鉱又は製錬を含む。)
- 二十七 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三條に規定する岩石の採取
- 二十八 前各号に掲げるもののほか、環境に悪影響を及ぼすおそれがある事業で中央委員会規則で定めるもの
- 2 この法律において「環境影響事前評価」とは、開発事業の実施前に、関係地域の自然的社会的

諸条件の調査、当該開発事業の実施により生ずる環境に対する影響の予測、当該開発事業の実施によつて完成する施設若しくは土地(その土地に設けることが予定されている施設を含む)の利用等により生ずる環境に対する影響の予測、その環境に対する悪影響の防止策の効果についての予測等に基づいて、事業計画(事業計画に代替案があるときは、これを含む。第三十七條第一項を除き、以下第六章までにおいて同じ)を多角的に検討して、評価することをいう。

3 この法律において「良好な環境」とは、現在及び将来の国民が健全な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる環境をいう。

4 前項の良好な環境は、次の各号に掲げる条件が満たされていることを必要とする。

一 現在及び将来の国民が健康で文化的な生活を営むために必要でかつ十分な自然環境及び資源が確保されていること。

二 すぐれた自然的景観が保全されていること。

三 国民が健康で文化的な生活を営むために必要でかつ十分な公共的な施設が整備されていること。

四 重要な歴史的文化的遺産が保存されていること。

第二章 環境保全委員会及び環境影響審査会

(中央環境保全委員会及び地方環境保全委員会)

第三条 開発事業を規制することによつて良好な環境の確保に資するため、別に法律で定めるところにより、内閣総理大臣の所轄の下に、両議院の同意を得て任命される委員七人をもつて組織する中央環境保全委員会(以下「中央委員会」という。)を置く。

2 開発事業を規制することによつて良好な環境の確保に資するため、別に法律で定めるところにより、都道府県に、議会の同意を得て都道府県知事によつて任命される委員五人をもつて組織する地方環境保全委員会(以下「地方委員会」という。)を置く。

(中央環境影響審査会及び地方環境影響審査会)

第四条 環境影響事前評価に関する審査を行わせるため、別に法律で定めるところにより、中央委員会に、環境影響事前評価に関する審査のために必要な諸科学等に関し学識経験のある者のうちから両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する審査員五十人をもつて組織する中央環境影響審査会(以下「中央審査会」という。)を置く。

2 環境影響事前評価に関する審査を行わせるため、別に法律で定めるところにより、地方委員会に、環境影響事前評価に関する審査のために必要な諸科学等に関し学識経験のある者のうちから該会の同意を得て都道府県知事が任命する審査員三十人をもつて組織する地方環境影響審査会(以下「地方審査会」という。)を置く。(管轄等)

第五条 中央委員会は、次の各号に掲げる事項について管轄する。

一 二以上の都道府県の区域にわたり環境に影響が生ずると認められる開発事業に係る事業

二 第二条第一項第十号及び第十八号に掲げる開発事業、同項第一号から第九号までに掲げる開発事業のうち実施しようとする区域の面積が五十ヘクタールを超えるもの並びにその他の開発事業で環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして中央委員会規則で定めるものに係る事業

2 地方委員会は、前項各号に掲げる事業以外の事業について管轄する。

3 地方委員会は、事業が当該地方委員会の管轄に属する場合においても、中央委員会規則で定めるところにより中央委員会が処理するものが相当と認めるときは、当該地方審査会の意見に基づいて、当該事業を中央委員会に移送することができる。

4 地方審査会は、地方委員会に対し、その管轄

する事業について、前項の移送をすべき旨を具申することができる。

5 前各号に定めるもののほか、事業の管轄及び移送に関し必要な事項は、中央委員会規則で定める。

第三章 開発事業の実施の規制

第六条 開発事業を実施しようとする者(以下「事業者」という。)は、当該開発事業の実施について、中央委員会又は地方委員会(以下「委員会」と総称する。)の認可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う開発事業については、この限りでない。

2 委員会は、当該開発事業の実施又は当該開発事業の実施によつて完成する施設若しくは土地(その土地に設けることが予定されている施設を含む。)の利用等(以下「開発事業の実施等」という。)が良好な環境の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

3 第一項の認可は、事業者が次章で定めるところにより調査計画の承認を受けて、第五章で定めるところにより環境影響事前評価を行った後、事業者の申請に基づき、第六章第二節で定めるところにより中央審査会又は地方審査会(以下「審査会」と称する。)の審査を経て、行うものとする。

第四章 環境影響事前評価に係る調査計画の承認

(承認の申請)

第七条 事業者が環境影響事前評価に係る調査計画(以下「調査計画」という。)の承認を受けるには、中央委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 開発事業の種類

三 事業計画の概要

四 調査計画の概要

- 七

用する。

3 第九条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認をした場合について準用する。この場合において、同条第三項中「同項の申請書の写し」とあるのは「承認された調査計画を記載した書面」と、同条第四項中「前項の申請書の写し」とあるのは「承認された調査計画を記載した書面」と、「第十三条第一項の意見の決定」とあるのは「第三十条第一項の意見の決定」と読み替えるものとする。

4 委員会は、審査会が前条第二項の決定をしたときは、事業者に対し、その旨及び審査会の意見に基づいて定めた次項の規定による承認の申請をすることができる期間を通知しなければならない。

5 前項の場合においては、当該通知を受けた事業者は、当該通知に係る期間内に、当該調査計画を当該審査会の意見に従つて変更し、委員会に対し、これについて承認を申請することができる。

6 前項の申請があつたときは、委員会は、当該申請に係る調査計画を承認しなければならない。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

第五章 事業者が行う環境影響事前評価（調査の実施）

第十五条 事業者は、委員会の承認を受けた調査計画に基づいて、調査を行わなければならない。

2 委員会にあらかじめ立会いの申出をし、その承認を得た関係住民等は、前項の規定により事業者が行う調査に立ち合うことができる。

3 前項の立会いに関し必要な事項は、中央委員会規則で定める。

（環境影響事前評価）

第十六条 事業者は、中央委員会規則で定めるところにより、当該事業計画について環境影響事前評価を行わなければならない。

第六章 開発事業の認可

第一節 認可の申請

第十七条 事業者は、開発事業の実施について認可を受けようとするときは、中央委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を委員会に提出しなければならない。一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 開発事業の種類

三 事業計画の概要

四 その他中央委員会規則で定める事項

2 前項の申請書には、中央委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業計画書

二 実施区域を表示する図面

三 設計の内容を表示する図面

四 環境影響事前評価書（前条の規定により行つた環境影響事前評価を記載した書面をいう。）

五 その他中央委員会規則で定める書類

3 前項第一号の事業計画書には、当該開発事業の事業計画に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 実施区域

二 実施期間

三 実施方法

四 設計の内容

五 当該開発事業が施設の設置又は変更を目的とする場合にあっては、その施設の利用量その他の利用の方法

六 当該開発事業が土地の造成を目的とする場合にあっては、その土地に設けることが予定されている施設及び当該施設の利用量その他の利用の方法

七 その他中央委員会規則で定める事項

第二節 審査会の審査

（認可申請書の送付等）

第十八条 委員会は、前条第一項の規定による認可の申請を受理したときは、速やかに、同項の

申請書及びその添付書類（以下「認可申請書等」という。）の写しを審査会に送付しなければならない。

2 審査会は、前項の認可申請書等の写しの送付を受けたときは、その旨を公告するとともに、当該公告の日から第三十条第一項の意見の決定がなされるまでの間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。この場合における公告については、第九条第二項の規定を準用する。

3 第九条第三項及び第四項の規定は、第一項の認可申請書等の写しの送付があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第十三条第一項の意見の決定」とあるのは、「第三十一条第一項の認可又は不認可の処分」と読み替えるものとする。

（審査手続の開始）

第十九条 審査会は、前条第一項の規定による認可申請書等の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、審査の手続を開始しなければならない。

（審査手続の公開）

第二十条 審査の手続は、公開して行う。

（審査手続の期日）

第二十一条 審査の手続は、期日において行う。

2 第十二条第三項の規定は、期日について準用する。

3 審査会は、期日を開こうとするときは、その期日及び場所を定めなければならない。この場合において、最初の期日は、第十八条第二項の縦覧を開始した日から起算して二週間を経過した日以後の日でなければならない。

4 審査会は、前項の規定により期日及び場所を定めたときは、少なくとも当該期日の一週間前までに、その旨を公告するとともに、事業者（当該認可申請に係る事業者をいう。第三十七条を除き、以下この章において同じ。）次条の住民等代表者及び関係市町村の長に通知しなければならない。この場合における公告については、第九条第二項の規定を準用する。

5 関係市町村の長は、前項の通知を受けたとき

は、その旨を公告しなければならない。

第二十一条 関係住民等は、審査会の許可を受け、その意見を代表する者（以下「住民等代表者」という。）を選定することができる。

（審査手続）

第二十三条 事業者等及び住民等代表者は、期日に出席して、意見を陳述し、質問をし、及び書類その他の物件を提出することができる。

2 審査会は、期日において、事業者若しくは住民等代表者の申立てにより、又は職権で、書類その他の物件の所持人に対しその物件の提出を求め、又は参考人若しくは鑑定人の出頭を求め、意見を陳述させ、若しくは鑑定をさせることができる。

3 審査会は、期日において、必要な場所に立ち入り、関係者に対して質問をし、又は書類その他の物件を検査することができる。

4 審査会は、必要があると認めるときは、期日外においても、当該開発事業の実施等に関し調査をすることができる。この場合において、審査会は、審査員又はその職員に、中央委員会規則で定めるところにより、必要な場所に立ち入らせ、関係者に対して質問をさせ、又は書類その他の物件を検査させることができる。

5 審査会は、前項の調査をした場合において、その調査の結果を期日において報告しなければならない。

（公聴会）

第二十四条 審査会は、審査の手続の途中において、公聴会を開き、当該申請に係る開発事業の実施等に関し関係住民等の意見を聴かなければならない。

2 第十二条第二項から第七項までの規定は、前項の公聴会について準用する。

（事業者による説明会の開催）

第二十五条 事業者は、審査の手続が終了するまでに、必要に応じて、関係住民等に対し、審査の手続とは別に、当該申請に係る開発事業の実施

等に関して説明会を開くことができる。

(事業計画の変更の申出と審査手続の停止)

第二十六条 事業者は、審査の手続が終了するまでの間は、委員会に対し、当該申請に係る事業計画の変更を申し出ることができない。

2 前項の申出は、中央委員会規則で定めるところにより、書面で、認可申請書等の修正をし、又は再提出をすることによって行う。

3 第十八条の規定は、前項の規定による申出があつた場合について準用する。

4 審査会は、前項において準用する第十八条第一項の規定により事業計画の変更についての申出の写しの送付を受けたときは、審査の手続を停止するとともに、その旨を公告しなければならない。この場合における公告については、第九条第二項の規定を準用する。

(変更の申出についての審査)

第二十七条 審査会は、前条第三項において準用する第十八条第一項の規定による写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該申出についての審査の手続を開始しなければならない。

2 第二十条から第二十三条までの規定は、前項の審査の手続について準用する。

(審査手続の再開等)

第二十八条 審査会は、前条第一項の審査の手続において、当該申出に係る事業計画の変更について審査し、当該変更後の事業計画について環境影響事前評価を行うのに、事業者が既に変更前の事業計画に係る調査計画に基づいて行った第十五条第一項の調査の結果及び当該調査計画に係る調査計画書に記載されている公知の資料等(次項において単に「変更前の事業計画に係る調査の結果等」という。)のみで足りると認めるときは、第二十六条第四項の規定により停止した手続を再開する旨の決定をしなければならない。この場合においては、審査会は、その旨を公告するとともに、中央委員会規則で定めるところにより、必要な手続の更新(第二十四条の再度の適用を含む。)をしなければならない。

第一類第十四号 環境委員会議録第七号 昭和五十九年五月八日

2 審査会は、前項の審査において、当該変更後の事業計画について環境影響事前評価を行うのに、変更前の事業計画に係る調査の結果等以外の新たな資料を必要とし、かつ、当該新たな資料を得るために大規模又は長期間の調査を必要としないと認めるときは、第二十三条第四項の調査をする旨を決定し、これを公告しなければならない。

3 前項の場合において、当該調査をした審査会は、当該調査を終了したときは、第二十六条第四項の規定により停止された審査の手続を再開する旨の決定をしなければならない。第一項後段の規定は、この場合について準用する。

4 第一項又は第二項の場合を除き、審査会は、審査の手続の中途における事業計画の変更を不適当とする旨の意見の決定をしなければならない。この場合においては、第二十六条第四項の規定により停止された審査の手続は、終了する。

5 前項の意見は、文書に作成し、その理由を付し、かつ、審査員がこれに署名押印しなければならない。

6 審査会は、第四項の意見の決定をしたときは、委員会に対し、その旨を通知し、かつ、前項の文書を送付するとともに、事業者及び住民等代表者に当該文書の写しを送付しなければならない。

7 審査会は、第四項の意見の決定をしたときは、その決定及び理由の要旨を公告するとともに、当該公告の日から第五項の文書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

8 委員会は、第六項の規定による文書の送付を受けたときは、当該変更の申出に係る認可の申請を却下する決定をし、これを事業者に通知するとともに、公告しなければならない。

9 第九条第二項の規定は、第一項から第三項まで及び前二項の公告について準用する。

(審査手続の終了等)

第二十九条 審査会は、申請に係る事業計画につ

き環境影響事前評価を行うのに熟したときは、審査の手続を終了する旨を決定し、これを公告するとともに、事業者及び住民等代表者に通知しなければならない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、前項の公告をした後であつても、事業者若しくは関係住民等の申立てにより、又は職権で、審査の手続を再開することができる。

(審査会の意見の決定)

第三十条 審査会は、審査の手続を終了したときは、当該申請に係る環境影響事前評価書の記載、第二十三条第四項の調査の結果、審査の手続の過程において明らかになつた事実及び意見並びに公聴会における関係住民等の意見に基づき環境影響事前評価を行い、認可に関し意見を決定する。

2 第二十八条第五項から第七項まで及び第九項の規定は、前項の意見の決定があつた場合について準用する。

3 審査会は、前項において準用する第二十八条第七項の規定による公告をするときに、関係市町村の長に前項において準用する同条第五項の文書の写しを送付しなければならない。

4 関係市町村の長は、前項の文書の写しの送付を受けたときは、直ちに、その旨を公告するとともに、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

第三節 認可に関する処分

(認可に関する処分)

第三十一条 委員会は、前条第二項において準用する第二十八条第六項の規定による文書の送付を受けたときは、前条第二項において準用する第二十八条第七項の縦覧を開始された日から起算して二月を経過する日までに第三十四条第一項の請求がなされなかつた場合にあつては当該二月を経過した日から起算して二週間を経過した日以後に、当該請求がなされた場合に於ては第三十五条の規定による通知を受けた日後に、当該申請に係る事業計画に係る開発事業の

実施について、認可又は不認可の処分をするものとする。

2 委員会は、前項の処分をするには、前条第一項の審査会の意見に基づかなければならない。

(認可の条件)

第三十二条 委員会は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、前条第一項の認可に条件を付することができる。

2 委員会は、前項の条件を付する場合において、第三十四条第四項の投票があつたときは、その結果について配慮しなければならない。

(認可の通知等)

第三十三条 委員会は、第三十一条第一項の認可に関する処分をしたときは、書面、事業者に通知しなければならない。この場合において、不認可の処分をするときは、その理由を併せて通知しなければならない。

2 委員会は、第三十一条第一項の認可に関する処分をしたときは、その旨を公告し、かつ、前項の書面の写しを公衆の縦覧に供するとともに、関係市町村の長に同項の書面の写しを送付しなければならない。この場合における公告については、第九条第二項の規定を準用する。

3 第三十条第四項の規定は、第一項の書面の写しの送付を受けた場合について準用する。

第四節 条件についての住民投票

(住民投票)

第三十四条 関係市町村の住民で地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者は、審査会が第三十条第一項の規定により認可の申請に係る開発事業の実施等が良好な環境の確保に支障を生ずるおそれがないと認める旨の意見を決定した場合においては、その総数の五十以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該市町村の選挙管理委員会に対し、その作成に係る認可の処分をする場合に付すべき第三十二条第一項の条件の案について、住民投票に付することを請求することができる。

2 前項の請求は、第三十条第二項において準用する第二十八条第七項の縦覧を開始した日から起算して二月を経過する日までに行なうなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を当該認可の申請に係る委員会に通知し、かつ、同項の条件の案の写しを送付するとともに、その旨及び条件の案を公告しなければならない。

4 第一項の請求があつたときは、当該市町村の選挙管理委員会は、同項の条件の案の賛否について、当該市町村の選挙人の投票に付さなければならない。

(投票の結果の公告等)

第三十五条 選挙管理委員会は、前条第四項の規定による投票の結果が判明したときは、遅滞なく、これを同条第一項の代表者及び当該認可の申請に係る委員会に通知するとともに、公告しなければならない。

(政令への委任)

第三十六条 前二条に定めるもののほか、第三十四条第一項の請求及び同条第四項の規定による投票に関し必要な事項は、地方自治法第二編第五章及びこれに基づく政令の規定に準じて、政令で定める。

第五節 認可後の事業計画の軽微な変更

第三十七条 第三十一条第一項の規定により認可を受けた事業者は、当該認可に係る事業計画について、中央委員会規則で定める軽微な変更をすることができる。

2 事業者は、前項に規定する軽微な変更をしようとするときは、その旨を当該認可に係る委員会に届け出なければならない。

第七章 監督

(開発事業の実施に関する調査)

第三十八条 審査会は、実施中の開発事業に關し、当該開発事業の実施により生じた、又は当該開発事業の実施等により生ずると予測される環境に対する影響を調査することができる。

2 委員会は、良好な環境の確保に支障を生ずるおそれがある場合において、これを防止するために緊急の必要があると認めるときは、次条第二項の規定により開発事業の実施の停止を命ずる場合を除き、前項の調査を実施する審査会の求めに応じ、期間を限つて、当該開発事業の実施の停止を命ずることができ、この場合における期間は、同項の調査に必要な最小限度のものでなければならない。

(監督処分)

第三十九条 委員会は、偽りその他不正な手段により第三十一条第一項の認可を受けた者、同項の認可に係る事業計画に従わないで当該開発事業を実施する者又は第三十二条第一項の条件に違反した者に対し、当該認可を取り消すことができる。

2 委員会は、第六条第一項の規定に違反して認可を受けず、又は第三十二条第一項の条件に違反して開発事業を実施する者又は実施した者に対し、当該開発事業の実施の停止を命じ、又は相当の期間を定める原状回復その他の必要な措置を採ることを命ずることができる。

(開発事業の実施の停止等)

第四十条 委員会は、前条に規定する場合を除き、良好な環境の確保につき、開発事業の実施により支障が生じていると認めるとき、又は当該開発事業の実施等により支障が生ずるおそれがあると認めるときは、審査会の意見に基づき、当該開発事業を実施する者に対し、当該開発事業の実施の停止若しくは当該事業計画の変更を命じ、若しくはその認可を取り消し、又は相当の期間を定めて原状回復その他の必要な措置を採ることを命ずることができる。

(公開による聴聞)

第四十一条 委員会は、前二条の規定による処分(停止を命ずる処分を除く)をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。ただし、当該処分に係る者が、

正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで、処分をすることができる。

(関係住民等の申立て)

第四十二条 関係住民等は、良好な環境の確保につき、開発事業の実施により支障が生じていると認めるとき、又は当該開発事業の実施等により支障が生ずるおそれがあると認めるときは、委員会に対し、第三十九条又は第四十条の処分をすべきことを申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申立てがあつたときは、相当の期間内に、当該申立てをした者に対し、当該申立てに関し採つた措置を通知しなければならない。

第八章 不服申立て等

(不服申立ての制限)

第四十三条 委員会又は審査会が調査計画の承認に係る手続に關してした処分(第十四条第一項及び第六項の処分を除く)については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 委員会又は審査会が開発事業の認可に係る手続に關してした処分(第二十八条第八項、第三十条第一項及び第三十一条第一項の処分を除く)については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(訴えの提起)

第四十四条 委員会のした調査計画の承認に係る第十四条第一項又は第六項の処分不服がある事業者又は関係住民等は、委員会を被告として、訴えを提起することができる。この場合において、委員会又は審査会が当該調査計画の承認に係る手続に關してした処分の違法その他の当該手続に關する違法を当該訴えの理由とすることができる。

2 審査会をした第三十条第一項の意見の決定に不服がある事業者又は関係住民等は、審査会を被告として、訴えを提起することができる。この場合においては、審査会が当該審査の手続に關してした処分の違法その他の当該手続に關する違法を当該訴えの理由とする。

る違法を当該訴えの理由とすることができる。

3 委員会のした第三十一条第一項の処分不服がある事業者又は関係住民等は、委員会を被告として、訴えを提起することができる。この場合においては、前項に規定する審査会の処分の違法その他当該審査の手続の違法を訴えの理由とすることができる。

第四十五条 前条に規定する場合及び第二十八条第八項に規定する処分に対して訴えを提起する場合を除き、委員会又は審査会が第四章の調査計画の承認に係る手続に關してした処分又は第六章の認可に係る手続に關してした処分については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)による訴えを提起することができる。

第九章 雑則

(経過措置)

第四十六条 第二条第一項の規定による中央委員会規則の制定又は改正に伴い一の事業が開発事業となつた際、現にその開発事業(第六条第一項ただし書に該当するものを除く)を実施している者は、遅滞なく当該開発事業の実施を停止し、当該開発事業のその後の実施について、委員会の認可を受けなければならない。

2 第六条第二項及び第三項並びに第四章から前章までの規定は、前項の場合について準用する。この場合においては、開発事業の実施の停止時の段階等に応じ、合理的に必要と判断される範囲内において、中央委員会規則で特別の手続を定めることができる。

(費用の負担)

第四十七条 第四章の調査計画の承認に係る手続及び第六章の認可に係る手続(前条第二項の規定によるこれらの手続を含む)に要する費用は、別に法律で定めるところにより、事業者が負担するものとする。

(承継)

第四十八条 第七条第一項(この法律中他の規定において準用する場合を含む)の承認を申請

し、若しくは第十七条第一項（この法律中他の規定において準用する場合を含む。）の認可を申請し、又は第十四条第一項若しくは第六項（この法律中他の規定においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の承認を受け、若しくは第三十一條第一項（この法律中他の規定において準用する場合を含む。）の認可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人（以下この項において「承継人」という。）は、その地位を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を委員会に届け出なければならぬ。

2 前項の地位は、同項に規定する場合以外の場合においても、中央委員会規則で定めるところにより、承継することができ、この場合においては、同項後段の規定を準用する。

（関係行政機関等の協力）

第四十九條 委員会及び審査会は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に對し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（試験研究の体制の整備等）

第五十條 国は、環境影響事前評価に関する制度の適正な運営を確保するため、環境影響事前評価に關し、試験研究の体制の整備、手法の開発、専門的技術者の養成等必要な措置を講じなければならない。

（中央委員会規則への委任）

第五十一條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、中央委員会規則で定める。

（国に對する適用）

第五十二條 この法律の規定は、次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「認可」とあるのは、「承認」とする。

第十章 罰則

第五十三條 次の各号の一に該當する者は、三年

以下の懲役又は百万円以下の罰金に處する。

一 偽りその他不正な手段により第三十一條第一項（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の認可を受けた者

二 第六條第一項又は第四十六條第一項の規定に違反して、認可を受けずに開発事業を実施した者

三 第三十九條第二項（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）又は第四十條（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第五十四條 第三十八條第二項（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

第五十五條 次の各号の一に該當する者は、十万円以下の罰金に處する。

一 第十條第四項（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出席せず、又は説明をしなかつた者

二 第十三條第三項（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）又は第二十三條第二項（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査会の命令に違反して、書類その他の物件を提出せず、出頭せず、陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、鑑定せず、若しくは虚偽の鑑定をし、又は質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第二十三條第三項（第二十七條第二項（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）又は第四十六條第二項において準用する場合を含む。）又は第二十三條第四項（第二十七條第二項（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）又は第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第三十七條第二項（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八條第一項後段（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際、現に開発事業（第六條第一項ただし書に該當する開発事業を除く。）を実施している者は、遅滞なく当該開発事業の実施を停止し、当該開発事業のその後の実施について、委員会の認可を受けなければならない。

3 この法律の規定（罰則を含む。）は、前項の場合について準用する。この場合においては、開発事業の実施の停止時の段階等に應じ、合理的に必要と判断される範囲内において、中央委員会規則で特別の手續を定めることができる。

（関係法律の整備）

4 この法律の施行に伴う必要な関係法律の整備については、別に法律で定める。

理 由

良好な環境の確保が現在及び将来の国民の生存のために必要かつ不可欠であることにかんがみ、開発事業の実施に伴う環境の汚染及び破壊を未然に防止するため、開発事業の実施によりその過程において生じ、又は開発事業の実施によつて完成する施設若しくは土地の利用等により生ずる環境に對する影響を住民等の参加のもとに事前に評価する手續を整備し、その評価の結果に基づいて開発事業を規制する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約二百億円の見込みである。

湖沼水質保全特別措置法案

湖沼水質保全特別措置法

目次

第一章 総則（第一條・第二條）

第二章 指定湖沼の水質の保全に關する計画等（第三條・第六條）

第三章 指定湖沼の水質の保全に關する特別の措置（第七條・第二十五條）

第四章 雑則（第二十六條・第三十二條）

第五章 罰則（第三十三條・第三十八條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一條 この法律は、湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に關し実施すべき施策に關する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、もつて国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（湖沼水質保全基本方針）

第二條 国は、湖沼の水質の保全を図るための基本方針（以下「湖沼水質保全基本方針」という。）を定めなければならない。

2 湖沼水質保全基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 湖沼の水質の保全に關する基本構想

二 第四条第一項の湖沼水質保全計画の策定その他指定湖沼の水質の保全のための施策に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、湖沼の水質の保全に関する重要事項

3 湖沼水質保全基本方針は、湖沼が健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の国民がその恵沢を享受することができるように、湖沼の有する治水、利水、水産その他の公益的機能に十分配慮しつつ、湖沼の特性及び汚濁原因に応じた均衡ある水質保全対策を適切に講ずることを基本理念として定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、湖沼水質保全基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、湖沼水質保全基本方針を公表しなければならない。

6 前二項の規定は、湖沼水質保全基本方針の変更について準用する。

第二章 指定湖沼の水質の保全に関する計画等

(指定湖沼及び指定地域)

第三条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準(第二十三条第一項において「水質環境基準」という。)が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれがある湖沼であつて、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、指定湖沼の水質の汚濁に係るものと認められる地域を指定地域として指定するものとする。

3 内閣総理大臣は、指定湖沼又は指定地域を指

定しようとするときは、前項の地域を管轄する都道府県知事(指定湖沼の指定については、第一項の申出をした都道府県知事を除く)の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣が指定湖沼又は指定地域の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

6 内閣総理大臣は、指定湖沼又は指定地域を指定するときは、その旨を官報で公示しなければならない。

7 第一項(都道府県知事の申出に係る部分に限る。)及び第三項から前項までの規定は指定湖沼の指定の変更又は解除について、第三項から前項までの規定は指定地域の指定の変更又は解除について準用する。

(湖沼水質保全計画)

第四条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼水質保全基本方針に基づき、五年ごとに、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼の水質の保全に実施すべき施策に関する計画(以下「湖沼水質保全計画」という。)を定めなければならない。

2 指定地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、関係都府県知事は、その協議によつて湖沼水質保全計画を定めるものとする。

3 湖沼水質保全計画においては、次の事項を定めるものとする。

一 湖沼の水質の保全に関する方針
二 下水道及びし尿処理施設の整備、しゅんせつその他の湖沼の水質の保全に資する事業に関する事項。

三 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に関する事項。

四 前三号に掲げるもののほか、湖沼の水質の保全のために必要な措置に関する事項。

4 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとするときは、当該湖沼水質保全計画に定められる事業を実施する者(国を除く。)及び関係市町村長の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者(河川法昭和三十九年法律第百六十七号)第七條同法第百条において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。以下同じに協議するとともに、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

6 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めるときは、遅滞なく、これを関係市町村長に送付するとともに、公表しなければならない。

7 前三項の規定は、湖沼水質保全計画の変更について準用する。

(事業の実施)

第五条 湖沼水質保全計画に定められた事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(湖沼水質保全計画の達成の推進)

第六条 国及び地方公共団体は、湖沼水質保全計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 指定湖沼の水質の保全に関する特別の措置

(規制基準の設定)

第七条 都道府県知事は、指定地域にあつては、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(第十四条の規定により当該特定施設とみなされる施設を含む。第十五条第一項、第二十四条及び第三十二条において同じ。)で政令で定める施設以外のもの(以下「湖沼特定施設」という。)を設置する指定地域内の工場又は事業場で政令で定める規模以上のもの(以下「湖沼特定事業場」という。)から公共用水域(同法第二条第一項に規定する

公共用水域をいう。以下同じ。)に排出される水(以下「排水」という。)の汚濁負荷量(同法第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の項目で指定湖沼ごとに政令で定めるもので表示した汚濁負荷量をいう。次項、次条及び第十條において同じ。)について、湖沼水質保全計画に基づき、総理府令で定めるところにより、指定湖沼の水質を保全するための規制基準を定めなければならない。

2 前項の規制基準は、湖沼特定事業場につき当該湖沼特定事業場から排出される排水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。

3 都道府県知事は、第一項の規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(湖沼特定事業場に係る計画変更(命令等の特例))

第八条 都道府県知事は、湖沼特定施設について水質汚濁防止法第五条又は第七条(第十四条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)の規定による届出があつた場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場(工場又は事業場で、当該湖沼特定施設の設置又は構造等の変更により新たに湖沼特定事業場となるものを含む。)について、当該湖沼特定事業場から排出される排水の汚濁負荷量が前条第一項の規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該湖沼特定事業場の設置者に対し、当該湖沼特定事業場における排水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(規制基準の遵守義務)

第九条 湖沼特定事業場の設置者は、当該湖沼特定事業場に係る第七條第一項の規制基準を遵守しなければならない。

(湖沼特定事業場に係る改善命令等の特例)

第十条 都道府県知事は、その汚濁負荷量が第七條第一項の規制基準に適合しない排水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排水

水に係る湖沼特定事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該湖沼特定事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(適用除外等)

第十一条 前三条の規定は、第七条第一項の規制基準の適用の際現に指定地域において湖沼特定施設を設置している者（設置の工事をしている者及び水質汚濁防止法第五条の規定による届出その他の政令で定める設置に係る手続をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む）の当該湖沼特定施設を設置する湖沼特定事業場については、適用しない。ただし、当該規制基準の適用の日以後に、当該湖沼特定施設についてその者が同法第五条第四号から第八号まで（第十四条の規定により適用される場合を含む。）に掲げる事項の変更（その日前に同法第七条の規定による届出その他の政令で定める変更に係る手続が行われた変更及び総理府令で定める軽微な変更を除く）をしたとき、及び当該湖沼特定事業場についてその者が当該湖沼特定施設以外の湖沼特定施設の設置をしたときは、この限りでない。

第十二条 湖沼特定事業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者は、第八条、前条及び前項の規定の適用については、当該湖沼特定事業場の設置者の地位を承継する。

第十三条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設である湖沼特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排出水を排出する者に関しては当該鉱山について、電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第二条第七項に規定する電気工作物又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十四号に規定する廃油処理施設である湖沼特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者に関しては当該

該湖沼特定施設について、第八条及び第十条の規定を適用せず、これらの法律の相当規定の定めるところによる。

第十四条 都道府県知事は、前項に規定する湖沼特定施設に係る排出水に起因する指定湖沼の水質の汚濁により生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長に対し、第八条又は第十条の規定に相当する鉱山保安法又は電気事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあつては、第八条の規定に相当する同法の規定）による措置を採るべきことを要請することができる。

第十五条 水質汚濁防止法第二十三条第五項の規定は、前項の規定による要請について準用する。

第十六条 水質汚濁防止法の適用関係
第十三条 指定地域における水質汚濁防止法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは、「この法律（湖沼水質保全特別措置法第七条から第十条までの規定を含む。）とする。

第十四条 指定地域に係る排出水の排出の規制等
第十四条 指定地域においては、湖沼の水質とつて水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設について、これを同項に規定する特定施設とみなし、同法の規定を適用する。この場合において、同法第六条第一項及び第十二条第二項中「なつた際」とあるのは「なつた際又は一の地域が湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域となつた際」と、「なつた日」とあるのは「なつた日又は当該地域が同項の指定地域となつた日」と、同項中「六月間」とあるのは「一年間」と、「一年間」とあるのは「二年間」と、同法第十三条第四項中「第二条第二項」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第十四条」と、「政令又は」とあるのは「政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更」とする。

第十五条 指定地域において、水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する項目に関し湖沼の水質の汚濁の原因となる物を発生し、及び公共用水域に排出する施設（同項に規定する特定施設であるものを除く）であつて、湖沼の水質保全上同法第三条第一項又は第三項の排水基準による規制により難いものとして政令で定めるもの（以下「指定施設」という。）を設置しようとする者は、総理府令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該指定施設の設置について河川法第二十六条の規定による河川管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 指定施設の所在地
三 指定施設の種類の
四 指定施設の構造
五 指定施設の使用の方法
六 その他総理府令で定める事項

第十六条 河川管理者は、前項ただし書の許可をしたときは、その旨を都道府県知事に通報するものとする。

第十七条 指定施設が指定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において指定施設を設置している者は、当該施設が指定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第十八条 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第十九条 指定施設の構造等の変更の届出
（指定施設の構造等の変更の届出）

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者第十五条第二項（前条第二項）において準用する場合を含む。）の通報に係る者を含む。次条第一項において同じ。）は、第十五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十八条 前項に規定する者は、第十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十九条 第十五条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

第二十条 水質汚濁防止法第十一条第一項及び第二項の規定は、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をした者の地位の承継について準用する。

第二十一条 前項において準用する水質汚濁防止法第十一条第一項又は第二項の規定により前項に規定する者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、河川法第三十三条第三項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

第二十二条 第十五条第二項の規定は、前項ただし書に規定する場合について準用する。

第二十三条 指定地域において指定施設を設置している者は、当該指定施設について、総理府令で定めるところにより都道府県知事が定める構造及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

第二十四条 第七条第三項の規定は、前項の基準について準用する。
（改善勧告及び改善命令）
第二十条 都道府県知事は、指定地域において指

定施設を設置している者が前条第一項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法の改善を命ずることができる。

3 前二項の規定は、前条第一項の基準の適用の際現に指定地域において指定施設を設置している者（設置の工事をしていない者及び第十五条第一項の規定による届出その他の政令で定める設置に係る手続をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む）に係る当該指定施設については、当該基準の適用の日から一年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、三年間）は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及び当該基準の適用の日以後当該施設についてその者が第十五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更（その日前に第十七条第一項の規定による届出その他の政令で定める変更に係る手続が行われた変更及び総理府令で定める軽微な変更を除く）をしたときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、小規模の事業者に対する第一項又は第二項の規定の適用に当たつては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

（報告及び検査）
第二十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定施設を設置している者に対し、指定施設の状態その他必要な事項に

関し報告を求め、又はその職員に、その者の当該施設を設置する場所に立ち入り、指定施設そ

の他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（準用指定施設）

第二十二条 前三条の規定は、湖沼特定施設であつて、指定施設に準ずるものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第二十条第三項中「第十五条第一項の規定」とあるのは「水質汚濁防止法第五条の規定」と、「第十七条第一項の規定」とあるのは「同法第七条の規定」と読み替へるものとする。

（汚濁負荷量の総量の削減）

第二十三条 都道府県知事は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する指定湖沼であり、かつ、水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の排水基準及び第四条から前条までに規定する措置のみによつては水質環境基準の確保が困難であると認められる指定湖沼であつて政令で定めるもの（以下「総量削減指定湖沼」という。）における第七條第一項の政令で定める項目のうち政令で定める項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、総量削減指定湖沼に係る指定地域（以下「総量削減指定地域」という。）について、当該総量削減指定湖沼に係る湖沼水質保全計画において、当該項目で表示した汚濁負荷量（以下単に「汚濁負荷量」という。）の総量の削減に関するものとする。

2 湖沼総量削減計画においては、当該総量削減指定地域における削減の目標、目標年度、目標達成の方途その他汚濁負荷量の総量の削減に必要事項を定めるものとする。この場合において、削減の目標に關しては、水質汚濁防止法第四条の二第二項後段の例に準じて定めるも

のとする。
3 都道府県知事は、第一項に規定する要件に該当すると認められる指定湖沼があるときは、同項の総量削減指定湖沼を定める政令の立案について、内閣総理大臣に対し、その旨の申出をすることができる。

4 内閣総理大臣は、第一項の総量削減指定湖沼を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、当該指定湖沼に係る指定地域を管轄する都道府県知事（前項の申出をした都道府県知事を除く）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 第一項の規定により定められた湖沼総量削減計画に基づく汚濁負荷量の削減については、湖沼総量削減計画を水質汚濁防止法第四条の三に規定する総量削減計画とみなし、同法（第十四条の規定により適用される同法の規定を含む）、同法第四条の二及び第四条の三の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法中「指定地域」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域」と、同法第二条第三項中「特定施設」とあるのは「特定施設（湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により特定施設とみなされる施設を含む。以下同じ。）」と、同法第六条第二項中「第四條の二第一項の地域を定める政令の施行の際」とあるのは「一の地域が湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域となつた際」と、「当該政令の施行の日」とあるのは「当該地域が総量削減指定地域となつた日」と、同法第十三条第四項中「第二項の地域を定める政令又は」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第十四条の施設を定める政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三條第一項の指定地域の指定若しくはその変更」と、同法第十六條第三項中「指定水域」と

あるのは「湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定湖沼」とする。
（指導等）
第二十四条 都道府県知事は、水質汚濁防止法第二條第二項に規定する特定施設又は指定施設を設置する者以外の者であつて、指定地域において同項第二号に規定する項目に關し汚水、廃液その他の湖沼の水質の汚濁の原因となる物を公共用水域に排出するものに対し、湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（湖沼の自然環境の保護）
第二十五条 国及び地方公共団体は、この章に定める他の施策と相まつて指定湖沼の水質の保全に資するよう緑地の保全その他湖沼の自然環境の保護に努めなければならない。

第四章 雜則
（助言その他の措置）
第二十六条 国は、地方公共団体が湖沼水質保全計画に基づく事業を円滑に実施することができよう、当該地方公共団体に対し、助言その他必要な援助を行うように努めなければならない。

第二十七条 国は、事業者が行う指定湖沼の水質の汚濁の防止のための施設の整備について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

（関係行政機関の協力等）

第二十八条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は指定湖沼の水質の保全に關し意見を述べることができる。

2 河川管理者、港湾管理者（港湾法（昭和二十五

年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する

港湾管理者をいう。その他指定地域内の公共用水域の管理を行う者で政令で定めるものは、この法律の施行に關して当該公共用水域の管理上必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、指定湖沼の水質の保全に關して意見を述べることができる。

(研究の推進等)

第二十九條 国は、湖沼の水質の保全に關する研究及び技術の開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

2 国は、湖沼の水質の保全に關し、知識の普及を図るとともに、国民の協力を求めるように努めなければならない。

(経過措置)

第三十條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置及び経過措置に關する罰則を含む。)を定めることができる。

(事務の委任等)

第三十一條 この法律の規定により都道府県知事の権限に屬する事務(第三條第一項(同條第七項において準用する場合を含む。)、第四條第一項、第七條第一項、第十九條第一項(第二十二條において準用する場合を含む。))並びに第二十三條第一項及び第三項に規定する事務を除く。)は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長に委任することができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(条例との関係)

第三十二條 この法律の規定は、指定地域において、地方公共団体が、指定施設(第二十二條の政令で定める施設を含む。以下同じ。)について、水質汚濁防止法第二條第二項第二号に規定

する項目以外の項目に關し、及び指定施設以外の同号に規定する項目に關して湖沼の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設(同項に規定する特定施設であるものを除く。)について、その施設の構造又は使用の方法に關し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第五章 罰則

第三十三條 第八條又は第十條の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十四條 第二十條第二項(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十五條 第十五條第一項又は第十七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十六條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 第十六條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第二十一條第一項(第二十二條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第三十三條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十八條 第十七條第二項又は第十八條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

する。ただし、第二條並びに第三條第一項(都道府県知事の申出に係る部分に限る。)、第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八號)第五條の規定により海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律第三條第十一號の規定が同條第十四號に改められるまでの間は、第十二條第一項中「第三條第十四號」とあるのは、「第三條第十一號」と読み替へるものとする。

(水質汚濁防止法の一部改正)
3 水質汚濁防止法の一部を次のように改正する。

第四條の二第二項中「湖沼及び」を削る。

(環境庁設置法の一部改正)
4 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八號)の一部を次のように改正する。

第四條第十五號中「及び瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十號)」を「瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十號)及び湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第 号)」に改める。

理由
湖沼における水質環境基準の達成の状況にかんがみ、湖沼の水質の保全を図るための基本方針を定め、水質環境基準の確保が緊要な湖沼を指定して水質の保全に關する計画を策定し、汚水、廃液その他その水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る規制を強化する等の特別の措置を講ずることにより、湖沼の水質の保全を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年五月十二日印刷

昭和五十九年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C